

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月31日

佐賀県人事委員会委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第21号

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

宿日直手当に関する規則（昭和46年佐賀県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（特殊な業務を主として行う宿日直）</p> <p>第2条 県職員給与条例第16条の2第1項及び公立学校職員給与条例第18条第1項に規定する人事委員会規則で定める特殊な業務を主として行う宿日直勤務は、次の各号に掲げる宿日直勤務とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 入所者等の生活介助等のため虹の松原学園、療育支援センター、<u>九千部学園及び佐賀コロニー</u>で行う宿日直勤務並びに児童の介護のため総合福祉センターで行う宿日直勤務</p>	<p>（特殊な業務を主として行う宿日直）</p> <p>第2条 県職員給与条例第16条の2第1項及び公立学校職員給与条例第18条第1項に規定する人事委員会規則で定める特殊な業務を主として行う宿日直勤務は、次の各号に掲げる宿日直勤務とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 入所者等の生活介助等のため虹の松原学園、療育支援センター<u>及び九千部学園</u>で行う宿日直勤務並びに児童の介護のため総合福祉センターで行う宿日直勤務</p>

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。